

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起き日は、翌日がとどける翌日)

第五条を次のように改める。

(作業管理員)

第五条 土木出張所に、作業場所において作業実施に関する指揮監督を行なうため、作業管理員を置く。

2 作業管理員は、土木出張所の職員をもつて充てる。

第二十二条第七号中「又は診断」を「、診断若しくは健康診査又は土木出張所の長が行なう健康診断」に改める。

第二十二条中第十一号を第十二号とし、第九号及び第十号を一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 業務上の負傷又は疾病の治療を受けるため医療機関に通うとき。

第二十九条の見出し中「安全上」を「安全及び衛生上」に改める。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(安全担当者及び衛生担当者)

第二十九条の二 土木出張所に、失業対策事業における安全及び衛生に関する事項を管理するため、安全担当者及び衛生担当者を置く。

2 安全担当者及び衛生担当者は、土木出張所の職員をもつて充てる。

(健康診断)

第二十九条の三 就労者は、土木出張所の長の指示に基づき、健康診断を受けなければならない。

第三十五条を次のように改める。

(苦情処理担当者)

第三十五条 土木出張所に、就労者が申し出た苦情を処理するため、苦情処理担当者を置く。

2 苦情処理担当者は、土木出張所の職員をもつて充てる。

鳥取県規則第十一号

鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十五年三月十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部を改正する規則
鳥取県失業対策事業運営管理規程(昭和三十八年十二月鳥取県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

土木工事取締規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十二号

土木工事取締規則を廃止する規則

土木工事取締規則（大正十四年十一月鳥取県令第四十四号）は、廃止する。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

鳥取県公共用地先行取得資金の貸付等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。
鳥取県規則第七号）は、廃止する。

昭和四十五年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十三号

鳥取県公共用地先行取得資金の貸付等に関する規則を廃止する規則
鳥取県公共用地先行取得資金の貸付等に関する規則（昭和三十七年三月

鳥取県規則第七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百八十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字柳茶屋（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

市設駐車場、野営場及び市営国民宿舎敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

示